

ディサービスセンターあすなろ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3472500838号)

(1) 事業の目的及び運営の基本方針

ディサービスセンターあすなろは、要支援者・要介護者等に必要なサービスを提供し、もって利用者の生活機能の維持向上、ならびにご家族の身体的精神的負担の軽減をめざします。サービス提供にあたっては利用者の心身の特性を踏まえ、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

運営の基本方針は以下の通りです。

1. 利用者の方及び御家族にサービス内容等について説明し、文書により同意を得た上でサービスを提供します。
2. 利用者のサービス利用目的、「居宅サービス計画書」に沿って心身の状況に応じたサービス計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。
3. サービスの提供にあたっては、ご利用者の方の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービス提供に努めます
4. 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の福祉サービス等との連携を密にし、良いサービスが提供できるよう努めます。
5. サービス利用者状況や個人情報などのお客様に関する情報を、許可無く他にお知らせすることはありません。

(2) 事業所の所在地

ディサービスセンターあすなろは、東広島市西条町吉行1456番に事業所を置きます。

(3) 従事者の職種、員数及び職務内容

当ディサービスセンターには、以下の職員に従事させます。

1. 管理者 1名(常勤)
事業所の職員及び業務全般の管理を一元的に行います。
2. 生活相談員 2名(常勤)
サービス計画の作成や、ご利用の方からのご相談に応じます。
3. 看護職員 2名(常勤1, 非常勤1)
健康チェックなどご利用中の健康管理をいたします。
4. 介護職員 5名(常勤1, 非常勤4)
入浴や食事などの介護をいたします。
5. 機能訓練指導員 2名(看護職員が兼務)
ご利用の方のご要望や必要に応じて、機能訓練を行います。

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、以下の通りとさせていただきます。

1. 営業日 月曜日～金曜日
(ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く)
2. 営業時間 9時～16時30分

(5) サービス定員 一日に利用できる定員は20名とします。

(6) 実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、安芸津・河内・福富・豊栄・黒瀬地域をのぞく東広島市区域とします。

(7) サービス内容

デイサービスセンターあすなろでは、次のサービスを行います。

1. 送迎サービス

2. 健康チェック

看護職員が健康管理に努めます。

また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。

3. 食事サービス

栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

<食事時間> 昼食 12:00～13:00

4. 入浴サービス

できるだけ入浴してもらいます。手すり、スロープ、階段つきなので安心です。

寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴も利用できます。

5. 生活指導

6. 日常動作訓練

利用者の方の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練を実施します。主として以下の二つの機能向上をはかります。

7. 運動器機能向上

8. 口腔機能向上

9. レクリエーション

当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での利用を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

(8) 利用料等

利用料は、法定代理受領サービス分については介護報酬の告示上の額といたします。あすなろは7時間以上9時間未満のサービスを提供しますので、利用者の介護度に応じた利用料金(単位)は以下の表のとおりです(小規模事業所)。

法定代理受領サービス分以外については、介護報酬の告示上の額に準じます。

1回のご利用につき	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① デイサービス利用料	735 単位	868 単位	1006 単位	1144 単位	1281 単位
② 入浴加算	50 単位 (入浴された場合のみ)				
③ サービス提供強化加算Ⅱ	6 単位				
④ 処遇改善加算Ⅱ	①②③の合計単位数 × 2.2%				
⑤ 地域加算(7級地)	①②③④の合計単位数 × 10.14円				
⑥ 昼食代(おやつ含む)	570円				
お支払い金額 計	⑤の1割負担 と ⑥ の合計				

通所
介護

	1ヶ月のご利用につき	要支援1	要支援2
介護予防 通所介護	① デイサービス利用料	1647 単位	3377 単位
	② 運動器機能向上加算	225 単位	
	③ サービス提供強化加算Ⅱ	24 単位	48 単位
	④ 処遇改善加算Ⅱ	①②③の合計単位数 × 2.2%	
	⑤ 地域加算(7級地)	①②③④の合計単位数 × 10.14円	
	⑥ 昼食代(おやつ含む)	570円 × 利用回数	
	お支払い金額 計	⑤の1割負担 と ⑥ の合計	

その他、サービスをご利用頂くにあたって、次の費用を申し受けます。

1. ケアハウスあすなる 入居者様おやつ代・・・100円
2. 通常のサービスエリア以外への送迎・1kmあたり 20円
3. 利用時間の延長サービス・・・1時間につき500円
4. リハビリパンツ、パッド等、個人的軽費・・・実費相当額

(ケアハウスあすなるの入居者様は昼食代不要ですが、おやつ代が必要です。)

(9) サービスご利用にあたっての留意点

1. ご利用予定日に、ご利用にならない場合はお早めにご連絡ください。
 2. 利用当日、体調等で普段と違う状況に気づかれた場合は、送迎の職員にお申し付けください。
 3. 伝染性疾患又は感染の恐れがある疾患と診断されている方は、ご利用をお断りすることがあります。
- 治癒後、かかりつけ医の確認をいただいてからご利用ください。

(10) 緊急時における対応

サービスご利用時に、疾病その他により緊急対応を要する場合には、事前におうかがいしたかかかりつけ医に受診するか、それによりがたい場合は他の医療機関に受診させていただきます。

(11) 非常災害対策

デイサービスあすなるでは、非常災害時にもご利用の方の安全を確保するために消防計画を作成し、定期的に避難誘導等の防災訓練を行うこととしています。

(12) 事故発生時の対応

サービスご利用時に事故が発生した場合、以下の手順で対応します。

1. 適切な応急措置をする。
2. 利用者の家族、居宅支援事業者、市町村に連絡し、必要な措置を講ずる。
3. 事故の状況と採った措置について記録する。
4. 事業者が賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償する。

(13) その他の重要事項について

1. ご利用にあたっては、介護保険被保険者証を確認させていただきます。
2. 業務の都合等により、デイサービスのご利用をお断りする場合がございます。

その際は、他の通所介護事業者をご紹介します。

3. サービスに対する苦情等がございましたら、ディサービスセンターあすなろの事務所で受け付けます。

(14) 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）

ディサービスセンター あすなろ
[生活相談員] 中浦久美
広島県東広島市西条町吉行1456番
電話番号（082）493-8300
FAX 番号（082）431-3841

行政機関その他苦情受付窓口

東広島市福祉部介護保険課

東広島市西条栄町 8-29
電話番号（082）420-0937
FAX 番号（082）426-3117

広島県国民健康保険団体連合会

広島市中区東白島町 19-49 国保会館
電話番号(082)554-0782
FAX 番号(082)511-9126

以上については、担当 中浦久美 が説明させていただきました。

平成 年 月 日

ディサービスセンターあすなろ
管理者 栗田輝喜 印

ディサービスセンター あすなろ において、通所介護サービスを受けるにあたっての重要事項について説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印